

丸のこ盤を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
1999	8	9 ～ 10	携帯用丸のこ盤で型枠加工中に、丸のこの歯が右大腿部(膝上10cm)に接触して、長さ10cm、深さ10cmの切創と動脈を損傷し、自力で約20m歩行したが多量の出血のため意識を失って倒れた。	30108	8	100 ～ 299
1999	9	16 ～ 17	15ミリ間隔で8枚の丸鋸(径355ミリ)が設置されたギャングリッパーで角材(長さ4m、幅105mm、厚さ48mm)を6枚に小割する作業中、切り終えた角材の木片が反ばつ防止装置から飛び出してきて首に突き刺さった。	10401	4	30 ～ 49
1999	10	16 ～ 17	蒲鉾板の加工作業においてギャングリッパーに板材(長さ1m、幅30cm厚さ1cm)を投入したところ、板材がつまったので取り除くため反発防止用の爪を上げた瞬間、反発し腹部を強打された。	10409	4	10 ～ 29
1999	12	13 ～ 14	ギャングソーを用いて厚み20ミリ、幅27センチ、長さ270センチの板を幅18ミリに切る作業中、板が割れて幅14センチの板が60センチ反発して腹部に激突した。	10409	6	1～ 9
2000	1	16 ～ 17	資材置場において、杭を作るため携帯用丸のこ盤を用いて長さ約1.9mの木を長さ60cmに切断しているときに右大腿部を切った。	30301	8	30 ～ 49
2000	3	8 ～ 9	傾斜盤で作業中、板(45×25×0.8cm)が反発し、跳ね返った板で腹部を打たれた。	10501	4	1～ 9
2000	4	11 ～	木工機械(パネルソー：全高2.95m)の上部にあるスプロケットの調整作業を見ていた者が墜落した。	10501	1	30 ～

		12						49
2000	10	8 ～ 9	製材工場内でギャングリッパーで圧縮材の小割作業を行っていて、材料の当て板(長さ、幅は材料に同じ、厚さ5mm)をギャングリッパーで切断していたときにこの板が反発して当たった。	10401	4			1～ 9
2000	7	9 ～ 10	さん木の引き割作業で、リッパーで木材(長さ約4メートル、幅約10センチメートル、厚さ約3センチメートル)を耳すり中、ひき材から離れた小木片が反発し腹部に当たった。	10409	6			1～ 9
2000	9	13 ～ 14	安全柵の改良工事において、携帯用丸のこを使用して型枠材の加工中に、丸のこで右大腿部を切った。	30199	8			30 ～ 49
2001	8	13 ～ 14	箱型(20×20×5cm)に組んだ木枠の側面を丸のこ盤で切断中に、木箱が反発し、左腹部当たった。	10509	4			10 ～ 29
2001	8	16 ～ 17	キャビネット洗面台に使用する芯材の小割加工を行うため自動送り装置付のギャングリッパーで板材(パーティクルボード)の切断作業中に、反発した板材が腹部を直撃した。	10409	6			30 ～ 49
2001	10	8 ～ 9	木造住宅の新築工事でサッシ取り付けのため、サッシを安定させるベニヤ材を携帯用丸のこで切断中、加工材の反ぱつにより右大腿内側をノコ刃で切断した。	30202	8			1～ 9
2001	12	11 ～ 12	内装工事のため、ビルの前の道路において携帯用丸のこ盤(接触予防装置の機能を失わせたもの)を使用し化粧張用板を加工中に、誤って右大腿部を切創した。	30309	8			1～ 9
2002	4	11 ～ 12	携帯用丸のこ盤を使用して事務所のストーブに使用する桑の木を適当な大きさに切断中に、誤って右太股の内側を丸のこで切った。	11301	8			1～ 9
2002	6	10	資材倉庫で、携帯用丸鋸で丁張り杭(角材、縦5cm×横5cm×長さ100cm)の先端を尖らせるために切断していて、右足大腿部を切傷し	30199	8			50 ～

		11	た。			99
2002	7	9 ～ 10	木造家屋建築工事において、外部足場と梁との間に架け渡した足場板の上で屋根垂木を携帯用丸のこ盤で切断中、のこ歯が垂木の節に接触してはね返り、この歯が右大腿部に接触した。	30202	8	1～ 9
2003	7	15 ～ 16	工場敷地内に置いてあった不要の木製パレット（幅120cm、長さ109cm、高さ13cm）を廃棄するため、携帯用丸のこで細かく切断しているときに、切断面で刃が締め付けられたため手前に引いたときにのこ刃が右大腿部に接触した。	10101	8	100 ～ 299
2003	9	13 ～ 14	自動送りローラー式の木材の左右両側を1度に切断する丸のこ盤で木材を加工中、切断中の板が回転したため送り出し側で受け取り作業をしていた者の腹部に激突した。	10402	6	1～ 9
2003	11	10 ～ 11	木造2階建住宅の1階部分のリフォーム工事で、携帯用丸のこ盤で天井の縁材を切断していたときに、丸鋸盤の歯で右大腿部の動脈を切損した。	30202	8	1～ 9
2004	10	18 ～ 19	昇降盤で、製品となるテーブル用の天板の外周の面の加工作業中に、材が反ぱつして、被災者に当たった。	10501	4	30 ～ 49
2004	12	15 ～ 16	携帯用丸のこ盤により、アルミ縞板を切断しようとしゃがみこんだ際、誤って切創した。	11701	8	1～ 9
2004	2	14 ～ 15	携帯丸のこ盤を使用して木材を切断中、誤って切創した。	30201	8	1～ 9
2004	3	11 ～ 12	木材加工用丸のこ盤で、長さ約500cm、幅約30cmの木材を作業員2名がそれぞれ材の先端を持ち、縦引きしていた際に、材が反発し、丸のこ盤の作業員のうち、1人の作業員に飛来、激突した。	10409	4	30 ～ 49
		14	資材置場で測量杭を作るために携帯式丸のこ盤で木材を加工作業中、反			1～

2005	3	～ 15	発した丸のこの歯が接触した。	30106	8	9
2005	10	15 ～ 16	木材加工作業の準備中に手持ち丸のこを股に挟んだまま、起動スイッチに指を掛けてしまい、のこ刃が回転して被災した。	30202	8	1～ 9
2005	8	16 ～ 17	ギャングリッパーに木材を送り込んでいたところ、木材が反発し被災者に当たった。	10401	4	10 ～ 29
2005	6	13 ～ 14	倉庫建築工事現場において、伐木済みの大木株を削る作業を行っていたところ、手持ち丸のこで被災した。	30209	8	1～ 9
2006	8	14 ～ 15	寺の本堂改修工事で使用する棟木の加工を元請事業場の土間で被災者を含む5名が行っていた。被災者は、手持ち式丸のこで棟木に梁を組むための落とし込み（溝）を作製していたところ、手持ち式丸のこの歯に接触した。	30202	8	1～ 9
2007	8	14 ～ 15	被災者は使用しなくなったポリプロピレン製排水タンク（直径1.8m高さ3m）を解体するため、単独で携帯式丸のこ盤を用いて切断しようとしていた。その後、倒れているところを発見された。	150102	8	50 ～ 99
2007	12	13 ～ 14	回収したプラスチック廃材を粉砕する工程において、プラスチック廃材を粉砕機に投入できる大きさにするため携帯式丸のこ盤を用いて切断していたところ、当該丸のこ盤の歯が当たった。	80109	8	1～ 9
2007	9	9 ～ 10	被災者は、鉄骨工作物の基礎コンクリート打設のための型枠用コンパネを携帯用丸のこ盤を使用して切断していたところ、回転している丸のこ盤の歯が当たった。	30302	8	1～ 9
2007	4	9 ～ 10	万能昇降盤を使用し、床材の縦引き作業をしていたところ、床材が反発し被災者に激突した。	30202	4	1～ 9

2007	4	14 ～ 15	被災者は、昇降丸のこ盤を使い屋根用部材（材質けやき、長さ86.6 cm、幅約11.2 cm、厚さ7.3 mm、）の端部を幅約2 cmに縦引き作業していたところ、切れ端の材が反ぱつし、被災者に突き刺さり、死亡した。反ぱつした材は、先端部が約11 cmに渡って割れ、尖った状態となっていた。	10509	4	1～ 9
2008	9	22 ～ 23	交通安全施設設置工事作業で、道路に設置されている側溝用の蓋に使用するグレーチングがなかったため、仮設用にベニヤ板を携帯用丸のこ盤を使って、グレーチングの大きさに切る作業をしていたところ、丸のこ盤による切れにより死亡した。	30209	8	30 ～ 49
2008	7	15 ～ 16	訪問先の資材・機材置場において、仮設ハウス据付等に使用する敷板を製作するため、携帯式丸のこ盤を用いてコンパネを切断中に身体が接触して死亡した。	40301	8	1～ 9
2008	2	10 ～ 11	自社の小屋において、テーブル丸のこ盤を用いた木材の切断作業を終えてテーブル下のスイッチを切ろうと屈んだところ、左手に持っていた木材（長さ85cm、幅9cm、厚さ5cm）が丸のこの歯に触れて反発して身体に激突した。	30202	4	1～ 9
2008	5	14 ～ 15	造船所内のフラットパネル工場において、NC多目的木工加工機械を用いてLNG新造船のタンク断熱材を作業員2名で加工していた。加工材の切り端を取除く等の作業を行っていた被災者が、当該加工機械のターンテーブルと当該機械の側方部に取り付けられた部品との間にはさまれて死亡した。	11501	7	10 ～ 29
2008	4	14 ～ 15	木材切断機（パネルソー）の歯の動きが良くないため、その調整の作業を実施していた。切断ユニット（丸のこの歯及びそのモーター等で構成されている重さ40kg程度）を上下に移動させるための動力伝達経路の軸受けの取り付けボルトを外したところ、同軸受けが動いたため、同軸受けと連結された変速機のチェーンが外れた。その際、切断ユニットを上部で停止させているチェーンが緩み、切断ユニットがガイドに沿って2m落下して被災者に激突した。	10409	4	1～ 9

2009	7	10 ～ 11	コンピュータートリマーと称する機械（X軸及びY軸方向二つの丸のこを有しX軸方向切断後更にY軸方向の切断により所定寸法に切断する）によりパーティクルボードの板材（t=12mm）8枚を重ね、260×538mmの板に切断する作業を行っていたが、この切断した板の寸法に不揃いがあったため加工材を載せるテーブル上に上半身を載せ確認調整していたところ、材を送る装置とテーブルの間にはさまれた。	10402	7	100 ～ 299
2009	9	9 ～ 10	小学校の用務員である被災者が、校庭内で脚立（最上段高さ2.05m）に乗って高さ2.3m程の桜の木の枝の枝切り作業中、使用していた携帯用丸のこ盤の歯が被災者に接触し、死亡した。	120109	8	30 ～ 49
2009	11	9 ～ 10	当該事業場の木材加工場において、木材加工用丸のこ盤を使用して、全長約72cm、12cm角の角材から車止めを作成する作業を行っていた。当該角材の2面を丸のこ盤で縦びきし、10.5cm角の角材にする作業を行っていたところ、角材が反ぱつし、被災者に直撃し死亡した。丸のこ盤には割刃等の反ぱつ予防装置が設けられていなかった。	30201	6	30 ～ 49
2010	4	9 ～ 10	事務所兼資材置場において、手持ち式丸ノコを使用して丁張り用の杭を作る作業を行っていたところ、手持ち式丸ノコで右足を切断してしまった。病院に救急搬送されたが死亡したもの。手持ち式丸ノコのカバーが針金で固定されていた。	30309	8	1～ 9
2011	2	15 ～ 16	工場Aヤード完成鋼板（KK）ライン設備内において、二次加工班として被災者を含む3名で作業を行っていた。15時頃から被災者一人で完成鋼板製品の形状保護のための添え木（角材）を携帯用丸のこ盤で切断する作業を行うため、椅子に座りダンボールの上に台木と角材を置き作業を行っていたところ、携帯用丸のこ盤の刃が右大腿部に当たり切創した。その後病院に搬送されたが、同日16時55分に出血性ショックにより死亡した。	11009	8	30 ～ 49
2012	10	15 ～ 16	被災者は携帯用丸のこ盤を用いて長さ約1mの建築廃材の切断作業を行っていた際、当該丸のこ盤で自身の右大腿部を切傷し、出血多量で死亡した。	30209	8	1～ 9

2012	7	9 ～ 10	火打加工機（丸のこ盤）による加工作業中に、トラブルにより機械が停止した。被災者は機械の中をのぞき込みトラブルの原因となった大鋸屑を取り除こうとした際、何らかの原因により機械が動き出し、送材装置とフレームの間に頭部を挟まれた。	10401	7	50 ～ 99
2013	11	16 ～ 17	倉庫内で被災者が右脚の太ももから血を流して倒れているのを社員が発見し、病院に搬送したが出血性ショックで死亡した。現場には血が付着した携帯用丸のこ盤と切断中の型枠材があったことから、被災者は携帯用丸のこ盤を使用し型枠材を切断中、携帯用丸のこ盤の歯が被災者の右脚の太ももに触れたと推測される。	30199	8	1～ 9
2013	5	9 ～ 10	庫裏改築工事において、スラブ型枠の組立時、被災者は型枠材料（約1m×約60cm）の角を携帯用丸のこ盤を用いて切断作業中、当該丸のこ盤の歯により、自らの右大腿部を切創した。	30202	8	1～ 9
2013	7	9 ～ 10	リフォーム工事現場において、その工事のうちの浴室及び脱衣場が一続きになった部屋の床材の撤去工事を請け負い、その作業に同僚1名と一緒に取り掛かった被災者は、携帯丸のこ盤を用いて床材に切り込みを入れたところ、丸のこ盤の刃が噛みこんで反発して跳ね上がり、被災者の右太腿部分に丸のこ盤の刃が接触、その切創による出血のため死亡した。	30202	8	1～ 9
2014	9	16 ～ 17	木造2階建住居の1階床下にて、大引き材を携帯用丸のこ盤を使用し、切断していたところ、大引き材から撥ねた丸のこ盤が大腿部に接触し、裂傷を負い、失血により死亡した。	30209	8	1～ 9
2014	7	11 ～ 12	廃材の収集、運搬作業中、トラックの荷台に乗せた竹を切断しようと荷台に上がり、手持ち式丸のこ盤を使用し竹を切断していたところ、丸のこ盤の刃が太ももに接触し、失血死した。	30309	8	10 ～ 29
2014	2	14 ～ 15	側溝の工事に用いるベニヤ板を、一輪車に乗せて携帯用丸のこ盤で切断していたところ、丸のこの歯で太ももを切りつけた。	30111	8	10 ～ 29

2015	11	10	被災者は護摩木の小割加工を行うため、自動送り装置付のギャングリップソー（鋸歯6枚）を用いて板材（107×35×1.5cm）の切断作業を行っていたところ、小割りした板材が機械に詰まった。詰まったものを取り除こうと押えロールを上にあげたところ木材が反発し、板材が被災者の顔面を直撃した。激突した板材の一部が頬骨を突き破り頭部に侵入し脳が損傷したことにより、翌18日の午前4時に死亡が確認されたもの。	10409	6	1 ~ 9
2015	12	9 ~ 10	携帯用丸のこ盤で材料加工作業中、反ぱつしたため、丸のこの歯が右大腿部に接触し、大動脈を切断したもの。	30202	8	10 ~ 29
2018	7	14 ~ 15	現道路工事現場において、コンクリート型枠材として使用する木杭を作るため、労働者1名が携帯丸のこで角材（縦3cm×横6cm×長さ51cm）の一端を切り尖らせていた時、誤って自らの右大腿部を切創した。	30106	8	30 ~ 49
2018	1	10 ~ 11	当該事業場敷地内の農業ハウス内において、当該事業場で使用するストーブ用の薪を作るため、被災者一人で携帯用丸のこ盤で廃材を切断していたところ、当該丸のこ盤の歯が右大腿部に当たり、大動脈を切断し外傷性ショックにより死亡したもの。	60101	8	1 ~ 9
2019	9	12 ~ 14	パネルソー（ダブルソータイプ）で木製フレーム側面の切削加工を行うため、左右二本の「ソーユニット」の幅を調整していたところ、何らかの要因でソーユニットの間で頭部を挟まれた。	10509	7	10 ~ 29
2019	1	12 ~ 14	資材置場兼加工場にて、河川護岸工事に使用する型枠用木材（くさび状のもの）を、携帯用丸のこ盤を使用して、角材から切り出していたところ、右太ももを切傷し出血多量で死亡した。	30107	8	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html